

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
欠席	委 員	三 輪 時 広	
欠席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	横 井 誠
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也
主 事（事務担当）	礪 川 湧 生

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 令和3年3月22日（月） 午前9時00分から午前9時40分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員（13人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（2人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 3. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願 4. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 5. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書</p> <p>日程第 8 そ の 他</p>
	<p>6. 農業委員会事務局職員（4人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 若松孝志 主事 溝口雅也 礒川湧生である。</p>
	<p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前9時00分）</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和3年3月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。</p>

事務局長

会長さん宜しくお願いします。

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中13名で、定足数に達しておりますので、只今より3月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 1番 鷲野 則 美(ワシノ ノリミ)委員
議席番号 3番 服部 貢(ハットリ ミツグ)委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第31号	農地法第3条の規定による許可申請	12件
議案第32号	農地法第4条の規定による許可申請	3件
議案第33号	農地法第5条の規定による許可申請	14件
決定第12号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	20件
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	9件
	2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出	3件
	3. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願	2件
	4. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出	1件
	5. 現況証明願	4件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	14件
	2. 農地改良届出書	1件

それでは、議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請12件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>《事務局説明》（1番から12番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、12件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第31号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし）</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請12件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>（1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は住所地にて家族3人で生活しております。農地法などの法律をよく理解していなかったため、許可を受けることなく申請地である農地を自宅への通路として利用していました。深く反省しております。必要最低限の部分を分筆し、残地については今まで通り畑として利用していきたいと考えております。今般の申請にて通路および駐車場を設置する計画です。</p> <p>（2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、以前より家族で農業を営んでおり、レンコン、柿、イチゴ、栗等を栽培してきました。令和元年からはブルーベリー農園を運営しております。ブルーベリー農園の売り上げは堅調で、今後も拡大を計画しています。ただ、農園には駐車場、トイレ、倉庫、休憩所がなく、農園の従業員や来園者の駐車スペースがないため、このような状況を解決するために、農園周辺の雑種地や白地農地を探しましたが、条件に合う場所を見つけることができませんでした。申請地は、農園に隣接しているため近隣の迷惑になることもないため、最適地として選定しました。今般の申請にて駐車場及び資材置場、トレーラーハウスを設置する計画です。</p>

	<p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地にて専業農家を営んでおり、妻と子3人、母、妹の家族7人で住んでいます。母と同居しているため、いさかいが起こることもあり、少し距離をとることで家族関係と仕事の両面でうまくいくと思い、本宅とは別で農家住宅を建築したいと考えました。周辺の白地農地を探しましたが条件に合う場所を見つけることができませんでした。申請地は農業用倉庫の隣地でもあり、盗難防止や作業効率の面で最適地として選定しました。今般の申請にて農家住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、3件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第32号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請14件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地にて家族3人で生活しております。敷地内には駐車するスペースが乗用車2台分しかありません。仕事の都合で2tロング車を乗って帰ることが多く、直接仕事に出かけることも多くあります。現在の駐車場では方向転換をするにも難しい状態で困っていましたが、幸いにも隣地を譲ってもらえることになりました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。</p>

事務局

(2番及び3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成27年に蟹江町で会社を設立し、平成29年より愛西市において自動車及び自動車部品の輸出入・販売業を主とした事業を行っています。業績は順調であり、現在の事業所では手狭となり、新しい車両置場が必要となってきました。工場周辺の雑種地等を探しましたが条件に合う場所を見つけることができませんでした。申請地は、事業所に近く、規模や管理の面でもよく、他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、車両置場を設置する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成9年に会社を設立し、土木工事業、産業廃棄物収集運搬業を行っております。業績が順調に伸びており、現在の事業所では大変手狭となり、無理やり敷地内に機材を置こうとする危険を伴う状態となっております。このような状況を解決するために、工場周辺の雑種地等を探しましたが条件に合う場所を見つけることができませんでした。申請地は、事業所に隣接しており、規模や管理の面でもよく、他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場及び資材置場を設置する計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は真宗大谷派の宗教法人です。お寺への参詣者には高齢の方が多く、車いすのかたも増えてきました。また、法要後の会食などのバス利用時に駐車場がなく、一般駐車場もお墓や本堂から遠く不便な状態でした。そこでこれらを解決するために駐車場の増設を計画しました。今般の申請にて、申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は昭和36年より北一色町において、建築鉄骨加工業をしております。業績は順調であり、現在、業務の一部の作業委託しており、この作業員には駐車場がないため工場内や資材置場の一部に駐車していただいておりますが、資材の移動や出荷の際には車の移動をお願いしており、作業効率が大変悪い状態です。このような問題を解決するため新規で駐車場を確保する必要があります。工場周辺の土地を探しましたが、申請地しか適当な土地なく、隣接地であり必要な面積も適当で、他の農地への影響も少ないことから最適地として選定いたしました。今般の申請にて、申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。

事務局

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申出者は、柚木町の賃貸住宅にて妻と子2人の4人で生活しております。子供が成長するに連れて家財道具も増え、現在のアパートは大変手狭な状態です。妻と相談して、今後の生活設計を見直し、このまま賃貸住宅に住むよりも、住宅を建築し暮らしたいと思いました。いずれ本家に戻ることを考え、住民票は本家のままにしていますが、本家に同居する次男が本家後継者となったため、本家での建築ができなくなりました。いくつかの不動産屋をあたり、周辺の土地を探しましたが、条件に合う用地を見つけることができませんでした。住宅建築をあきらめかけていたところ、父が所有する農地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成26年に清須市で会社を設立し、平成29年に本社をあま市に移転し、建築、工事、足場工事、解体工事などを営んでおります。現在所有している敷地では、建築用の資材を置くスペースが確保できず困っておりました。なかなか条件に合う土地を見つけることができませんでしたが、事業を拡大するのに最適な物件として、申請地を譲ってもらえることとなりました。今般の申請にて申請地を買い受け、資材置場を設置する計画です。

(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は稲沢市の社宅にて、夫婦と子1人の3人で生活しております。将来の子どもの成長を考えると現在の住まいでは手狭であり、住宅の建築を計画しました。申請者夫婦は土地を所有していないため、いくつかの不動産屋を回ったり、本家近くの土地所有者に直接、相談しましたが土地を確保することはできませんでした。住宅建築をあきらめかけていたところ、祖父が所有する農地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦と子1人の3人で暮らしています。子供が成長するに連れて家財道具も増え、現在のアパートは大変手狭な状態です。また、結婚後も実家の家業を手伝いにも行っています。そこで、実家の近くに戸建て住宅を構えたいと考えるようになりました。なかなか条件に合う土地を見つけることができず、住宅建築をあきらめかけていたところ、申請地を住宅敷地として譲っていただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。

事務局	<p>(1 1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は一宮市にある長男が所有する住宅に亡くなった主人の母と 2 人で暮らしております。現在の住宅は老朽化が著しく危険であり、建て替えの必要がでてきました。しかしながら、当該敷地は長男所有であり、同一敷地にある事務所も老朽化しており、住宅のみの建て替えは断念しました。また、実家の両親も高齢なことから、近くで面倒を見たいと思い、義母とともに実家の隣地への転居を計画しました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(1 2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦と子 1 人の 3 人で暮らしています。生活用品も増え、今後家族が増えることも考えると大変手狭になることから、戸建て住宅を考えるようになりました。祖父の面倒を見ていくことを考え、本家の近くで土地を探したところ、申請地を住宅敷地として譲っていただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(1 3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成 14 年に町方町で会社を設立し、家具の輸入販売業を営んでおります。本社は事務所ですが、倉庫の機能もあり荷物搬入時や来客時には従業員駐車場が足りない状態となっています。近隣には駐車場に適した土地がなく、困っていたところ、会社代表取締役の子が住宅を建築する隣地を譲っていただけることとなりました。代表取締役の住居の隣地ですので、夜間の車両管理も安心ができ、最適地として選定しました。今般の申請にて、申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>(1 4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は瀏高町の賃貸住宅にて、夫と子 2 人の 4 人で生活しております。将来の子どもの成長を考えると現在の住まいでは手狭であり、両親宅の近くでの住宅の建築を計画しました。申請者夫婦は土地を所有していないため、いくつかの不動産屋を回ったり、本家近くの土地所有者に直接、相談しましたが土地を確保することはできませんでした。住宅建築をあきらめかけていたところ、父の兄が所有する農地を住宅敷地として譲っていただけることとなりました。今般の申請にて申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、14 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 3 3 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
服部委員	<p>(挙手)</p>

服部委員	<p>雑種地に転用することに関して、水路の堤塘の管理などは許可申請時の確認項目として事務局から注意してもらうことはできるのでしょうか。</p>
事務局	<p>その旨に関しましては、申請者に伝えさせていただくことといたします。</p>
会長	<p>他にご質問・ご意見はございますか。</p>
会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請14件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から20番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 経営基盤法第18条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から20番、全体筆数は123筆、面積は118,477㎡です。1番から17番までは愛知県農業振興基金(農地中間管理機構)が一次借受人となっています。耕作人として、16名の方々が借り受けております。その他18番から20番までは相対の利用権設定で3名の方が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、トマトです。愛知県知事同意は令和3年3月2日、愛知県農業振興基金同意は令和3年3月2日、公告年月日は令和3年3月31日、契約開始年月日は令和3年4月1日 となっております。権利の内容は、賃借権、使用貸借権 でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第12号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ</p>

	<p>る当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、専決報告 5件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から9番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上9件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、3件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願 1番から2番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、2件の確認願を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p>
会長	<p>只今、専決報告 5件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>

会長	<p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から14番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、14件、24筆の合意解約を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、1件の届出書を受付いたしました。</p> <p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、3月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時40分)</p>
----	---

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和3年3月22日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者

議席番号 1 番委員 鷺 野 則 美

議事録署名者

議席番号 3 番委員 服 部 貢